

清代中期における来日唐船の火器装備：日本史料による検討

邢，万里

<https://doi.org/10.15017/4794463>

出版情報：九州大学東洋史論集. 49, pp.57-71, 2022-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

清代中期における来日唐船の火器装備

——日本史料による検討——

邢 万里

はじめに

一七世紀の中国では、明清交替期の一連の戦乱の中で大量の火器が使用された。しかし一八世紀に入ると、清朝支配の安定とともに火器の製造と使用は縮小傾向にあった⁽¹⁾。内陸部での対ジュンガル戦争や白蓮教反乱の鎮圧などでは多数の火器が使用されたが⁽²⁾、東南沿海部で火器の使用が再拡大したのは、大規模な海賊の活動が活発化した一八世紀末以降のことであった。

一方、民間では狩猟や自衛のための火器使用がしだいに普及しており、海上を航行する商船も自衛のために火器を搭載することが認められていた。清朝政府は民間における火器の保有や使用を制限するために各種の規制を設けたが、実際には民間において政府の制限を超えた火器を保有・使用することも少なくなかった。清代の民間社会における火器使用の実態については、劉旭や王兆春が清朝政府による火薬・鳥銃の所持・使用禁令を検討し、邱捷は団練や盜賊などの火器使用状況を考察している⁽³⁾。また谷口規矩雄は、清朝中期には清朝政府の禁令にもかかわらず、硫黄の私販や鳥銃などの私造・私販が盛行し、海賊や秘密結社にも火器を提供していたと論じている⁽⁴⁾。

一方、海上における船舶の火器使用については、李其霖が清朝水師の火器装備とその運用を分析し、譚玉華も広東戦船における西洋火器などの装備と実戦での使用状況を論じている^⑤。さらに商船による火器の装備・使用状況については、劉序楓が清朝の船舶管理政策の変遷を時系列的に論じるなかで、一八世紀後半以降の商船による火器使用事例を紹介している^⑥。また劉鳳雲は康熙二三（一六八四）年の展海令から、康熙五九（一七二〇）年の南洋海禁令にいたる期間の、清朝による商船の火器装備に対する規制を検討した^⑦。さらに王華鋒と王宏斌は、清朝の海防政策・海賊対策と関連して、商船による火器装備の規制をめぐる論争を分析している^⑧。

これらの研究では、清朝の海賊対策や船舶管理政策に関連して、商船の火器装備に対する規制の変遷が論じられている。ただし漢文史料には、商船の火器装備を具体的に伝える記事は稀であり、従来の研究でもこの問題を論じた成果は乏しく、管見の限り、劉序楓が『歴代宝案』と若干の清朝檔案により、一九世紀初期に沿岸・南海貿易に従事した商船の武器装備を検討したに止まる^⑨。

これに対し、江戸時代に中国や東南アジアに漂着し、中国商船で送還された日本人の漂流記には、その中国商船の火器装備・使用の実態を伝えるいくつかの記事が残されているが、従来研究では紹介されていない。このため本稿では、まず清朝による商船の火器装備規制の変遷を概観し、ついで日本人の海外漂流記録や中国商船の漂着記録により、清代中期における中国商船の火器装備・使用の実態を検討することにした。

一 清朝による商船の火器装備規制の変遷

本節ではおもに劉序楓と劉鳳雲による研究を参照して^⑩、清代前中期における清朝による商船の火器装備規制の変遷を概観しておこう。

康熙二三（一六八四）年、展海令が発布され、東南沿海諸省の住民が漁業または貿易のために出海することが認めら

れたが、この時点では商船の軍器・火薬搭載は禁じられていた。しかし翌康熙二四（一六八五）年には、商船が自衛のため武器を搭載することが認められた。武器の数量については明確な規定はなく、総督・巡撫が船の大きさと乗組員の人数に応じて数量を定めるとされている。また商船が出帆する際には、海関の官員と沿海の弁兵が搭載した軍器の数を検査し、帰還する際にも再度検査することも定められている¹¹⁾。

展海令の発令後、東南沿海では沿海・海外貿易が拡大するとともに、海賊活動もしばしば発生していた。このため康熙三三（一六九四）年には、浙江巡撫張鵬翮の提言により、商人が外国において商船を建造し、兵器を携帯して帰国することが禁じられ、違反者は船舶と軍器を没収したうえ処罰すると定められた¹²⁾。ついで康熙四二（一七〇三）年には、商船が装備しうる火器の上限を、火砲二門・鳥銃八桿・火薬三〇斤と規定している¹³⁾。

康熙五六（一七一七）年に南洋海禁令が施行されると、同年に広東提督王文雄が民間海船の火器搭載をすべて禁止するべきだと上奏し、康熙五八（一七一九）年に裁可された¹⁴⁾。翌年には禁令発布前に商人が保有していた軍器を没収し、火器搭載を見逃した地方官も処罰することが定められた¹⁵⁾。しかし雍正六（一七二八）年には、南洋海禁令の解除にともない、東洋（日本）・南洋（東南アジア）に渡航する商船は、鳥銃八桿、火薬二〇斤を上限として火器搭載が認められた。雍正八（一七三〇）年にはさらに規制が緩和され、鳥銃のほか、大砲二門の搭載が許可された。ただし大砲鑄造の際には、地方官に認可を受けて印票を受領し、それを官局に持参して火砲鑄造を依頼し、製造年日と保有者の姓名・出身地を砲身に銘記することが義務づけられた。また康熙二四年の規定に従って、出港前に軍器の品目を船照に明記し、海関と沿海弁兵の検査を受け、帰港時には軍器を地方官に引き渡し、次回の出航時に再度受領することが定められていた。また武器携帯が許可されたのは外洋商船のみであり、沿海貿易商船と漁船は依然として武器携帯が禁じられていた¹⁶⁾。

その後、乾隆五六（一七九一）年には海賊活動の活発化にともない、沿岸航海に従事する商船にも武器装備が許可されたが、搭載しうる火砲の数量は明記されていない。嘉慶七（一八〇三）年には、他省または海外へ向かう商船は、船体の大きさに応じて、各省が定める数の火砲を搭載することを許された。さらに嘉慶一五（一八一〇）年には、重量二

五〇斤の火炮四門と、火炮一門につき火薬三〇斤という各省一律の上限が定められていた¹⁷⁾。

このように康熙二四年には前年の展海令をうけて外洋商船の武器裝備が許されたが、康熙五八年の南洋海禁によって再び禁止された。しかし雍正六年には南洋海禁の解除にともない、ふたたび東洋・南洋に向かう商船の武器搭載が許可され、乾隆末年には海賊活動の拡大とともに、沿岸航海に従事する商船にも武器搭載が許され、その数量制限も緩和されていったのである。

二 漂流記に見る唐船の火器裝備（一）——一七二三・一四年の広東船——

前述のように、漢文史料には商船の火器裝備の実態を示す記録は乏しいが、劉序楓は『歴代宝案』の記事により、嘉慶年間に沿岸交易や、広東から南洋への交易に従事する商船の武器裝備を明らかにしている。それによれば、嘉慶年間の沿岸交易商船は、雍正八年（一七三〇）の規定に従い、火炮二門・中火炮一門・火繩銃六挺を搭載していた。一方、広東から南洋へ向かう商船は雍正八年規定より多くの火器を搭載していたという¹⁸⁾。

さらに『華夷変態』所収の唐船風説書、日本人の異国漂流記、中国商船の漂着記事などの日本史料にも、日本に來航した華人商船の火器裝備・使用に関する記事が散見している。本稿では従来の研究では参照されていないこれらの日本史料によって、来日唐船の火器裝備・使用の実態を検討することにした。

まず康熙五二（正徳三・一七一三）年、陸奥国相馬の漂流民を送還した広東船の事例を検討しよう。陸奥国相馬の船頭吉十郎らは、正徳二（一七一二）年一月三日、銃子を出航後、暴風により漂流し、翌康熙五二年正月、広東雷州に漂着し、三月に広州に移送され、六月には唐船に同乗して長崎に帰った。彼らの口述に基づく「広東漂流記」では、船頭吉十郎らはその唐船の武器裝備について「唐船にハ長八尺程の鑓鐵砲式拾挺程、石火矢式挺入參候」と記しており¹⁹⁾、「鑓鐵砲」二〇挺と「石火矢」二門を搭載していたことがわかる。

江戸時代では一般にオランダから導入された前装砲を「石火矢」と称した²⁰。一方、「鏈鉄砲」は長さ八尺（二・四メートル）とあり、通常の鉄砲とは考えがたい。一九世紀の清軍は「抬槍」という長さ二メートル以上の鉄砲を装備していたが²¹、一八世紀前期の商船がそれを搭載していたとは考え難い。この「鏈鉄砲」は、おそらく槍の尖端に噴火筒を付けた「梨花槍」を指すのではないか。明代にも梨花槍は倭寇対策などに利用され、噴火筒から発する火炎は数丈に達し、噴射後は槍として使用した²²。清代にも梨花槍は緑営の正式装備とされたが、その長さは七尺三寸であり²³、「広東漂流記」に記す長さ八尺の「鏈鉄砲」は、この「梨花槍」であった可能性が高い。またこの広東船が「石火矢」二門を搭載しているのは、康熙四二（一七〇三）年に商船の火器装備を、火砲二門・鳥銃八桿以内で制限した規定に沿っている。一八世紀初頭の東南沿海では、なお千人程度の規模の海賊集団が活動を続けており²⁴、日本に渡航する商船もおもにこうした海賊の襲撃に備えて「鏈鉄砲」（梨花槍）や「石火矢」（前装砲）を装備していたのだろう。

ついで康熙五二年閏五月、久留米藩土岡野三左衛門らを送還した広東船の事例を検討したい。正徳元（康熙五〇・一七一）年十一月、岡野らは久留米藩の蔵米を長崎蔵屋敷に運ぶため出帆したが、暴風により翌年ルソンへ漂着し、唐船に同乗して中国に向かったが、ふたたび漂流して、翌康熙五二年四月に広東に漂着した。同年五月に粵海関の手配により、広東から唐船に同乗して長崎に帰った²⁵。その漂流記「広東へ漂流覚書」では、漂流民が同乗した唐船が広東を出航した直後、珠江口で海賊に襲撃された状況を次のように記す。

数日川口へ滞留仕候内、白昼に賊船一艘、人数五六十人、此方の船へ仕懸申候。舟中甚騒動仕、船の上廻りに水牛の皮を張り、所々に石火矢・鉄砲を構、長刀・鏈の類、皆々提、覚悟致し相待候。賊船も帆を揚、櫓を立、櫓の方より押登、鉄砲を放し、手毎に鏈・長刀を持、間近く参、互に鉄砲を放し、其間五六間にも成申候節、此方石火矢を三度放し、土鍋火矢を船中へ投入申候得者、賊船煙に隠れ打沈申候跡に相見へ申候。それより逃去、行衛相知不申候。翌日獵船に相尋申候処、十耆人相果候由承候²⁶。

広東船が珠江口で停泊中、五、六十人が乗る海賊船が襲ってきた。唐船では水牛の皮を船上に張り、火砲と鉄砲を構

えて襲撃に備えた。互いに鉄砲を撃ち合ったのち、海賊船が接近すると、唐船は三回「石火矢」を発射し、「土鍋火矢」を海賊船の中に投入した。これによって海賊船は炎上して沈没し、海賊一人ほどが死亡したという。

「石火矢」は前述のように前装砲である。また「土鍋火矢」は、「土鍋」を「ホウロク」と読み、それを「投入」したと記しており、火罐のような壘状の投擲式火器ではないか。『華夷変態』にも、唐船が火罐を使用した記録がある。すなわち貞享二（康熙二五・一六八五）年の十番厦門船の風説書には次のようにある。

私共船之儀者、即沙埋海上に而、何国船とは存不申、賊船八艘に逢申候、私共船を打取可申と乗寄せ申候に付、難遁石火矢、火がめに而打合申候、賊船は皆々小船に而御座候に付、仕合能私船遁申候、賊船之内老艘、私共船を擲入申候火がめに而焼沈め申候²⁷。

厦門船は福建省福寧府福鼎県に属していた沙埋港²⁸の近海で海賊に遭遇したが、「石火矢」と「火がめ」で反撃し、海賊船一艘に「火がめ」を「擲入」して焼き沈めたという。この「火がめ」も、上記の広東船が用いた「土鍋火矢」と同じく火罐のような投擲式火器であろう。火罐は清朝水師の戦船にも装備されており、海戦での火攻に頻用されていた²⁹。たとえば一六八三年の澎湖諸島における台湾鄭氏との海戦では、清軍が火砲で撃沈した敵船は八隻であったが、火罐で炎上した敵船は「大砲船一八隻、鳥船三六隻、趕繪船七六隻」に上ったという³⁰。

なお当時の広東近海では、大規模な海賊活動は稀であったが、康熙五二年の広東では飢饉のため、飢民の一部が海賊に転じていた³¹。久留米漂流民が遭遇した海賊も、このような比較的小規模な海賊集団だったと思われる。火砲や火罐で容易に撃退されたのである。一方、同時期の浙江沿海では、より大規模な海賊が出現し、清朝水師の兵船まで襲撃することがあった³²。康熙四九（宝永七・一七一〇）年には、長崎から帰航した四四番南京船と四六番寧波船が、上海近海で海賊に襲撃され、積荷をすべて略奪されており³³、康熙五〇年にも、長崎から帰航した一五番南京船が寧波近海で海賊に襲撃され、積荷を略奪された。こうした大規模な海賊には、商船装備の火砲では必ずしも十分には対抗できなかったようである³⁴。

三 漂流記に見る唐船の火器裝備（二）——一七九八年の銅局船——

前述のように、十八世紀末（乾隆末年）以降、中国東南沿海では「艇盜の乱」などの大規模な海賊活動が発生し、それに応じて商船に対する武器規制も緩和されていった。本節ではこの時期における来日唐船の火器裝備について、嘉慶三（寛政一〇・一七九八）年に青森の漂流民を送還した唐船（午四番船・八番船）の事例を検討する。寛政七（乾隆六〇・一七九五）年一〇月、津軽青森の小型廻船徳永丸は、蝦夷地から帰帆する際に箱館沖で暴風にあつて太平洋上を漂流し、翌年一月フィリピン北部のバタンに漂着した。船頭儀兵衛などの漂流民は、同年一二月にマニラに移送され、翌嘉慶二（一七九七）年七月には、華人のルソン貿易船に同乗してマニラを出航し、マカオを経由して、翌嘉慶三年五月に広州に到着し、七月に浙江の乍浦に移送された。同年一二月、漂流民たちは午四番南京船と午八番蘇州船に分乗し、いずれも一二月に長崎に帰着した³⁵。

午四番南京船は民間商船であり³⁶、午八番蘇州船は官局の派遣船だと思われる³⁷。上記の官局と民局とは、日本銅輸入のために蘇州に設置された銅局である³⁸。一八世紀後半から、官民両局が対日銅貿易を独占していた。官局では政府と資金関係をもつ官商が対日貿易に従事し、民局では官許の額商が、民間商人による対日貿易を総括していた両局にはそれぞれ商人集団を管理する総商が任命されていた³⁹。

徳永丸の漂流記「青森港儀兵衛漂流始末口書」では、午四番と午八番船の武器裝備について次のように記す。

- 一 ……尤右船いづれも、石火矢一挺、大筒六挺、鉄砲五十挺、小筒百挺、鎗百本ほと、船の左右え建、鎗二、三十挺、礮石多く船中え入置申候、尚又出帆之節、船の表え鱸まで四尺位、竹にて埒を結、右え漁師の太網幾重も張、其上え布団を掛圍、所々え矢間明け置申候、

- 一 同廿八日、沖にて八艘の内七艘は見へ不申候、私乗候船え海賊船近寄候所、右船と二間程も隔候節、私乗船よ

り大筒二挺、鉄砲二挺打掛申候所、賊船之者とも船底え隠、風下え逃行申候、右賊船は百廿石位と相見へ、人数六、七十人乗候様子に御座候、夫より風悪敷相成、右之所え船を繫申候処、其夜又々賊船一艘近寄申候所、私とも船挑灯を数多燈し、大筒一挺打申候所、賊船逃去申候、

一 十二月朔月より日和能乗出申候、頓て日本の地近く相成候て、船の囲取払、鉄砲の焰硝焼払、大筒・鎗の類不残取納申候、右の舟囲並鉄砲の類は、海賊の備之由に御座候⁴⁰、

すなわち午四番船と午八番船には「石火矢一挺、大筒六挺、鉄砲五十挺、小筒百挺」などの火器が搭載され、甲板上には竹と太網で、防御用の垣を設けていた。両船が乍浦を出帆後、海賊船は儀兵衛が同乗した唐船を襲撃した。唐船は大筒と鉄砲などで反撃し、海賊船を撃退した。海賊船は一二〇石程で、海賊六、七〇人ほどが乗っていた。その夜にも海賊船一隻が襲来したが、唐船は大筒を打つて撃退した。その後、唐船が長崎に近づくと、防御用の垣を撤去し、硝石を焼払い、大砲や鎗などの武器も収納した。これらは長崎入港に際して日本側の嫌疑を招かないための措置であった⁴¹。

午四番船と午八番船はいずれも銅局の派遣船であることもあって、海賊対策のために相当数の火器を装備していた。そのなかには「石火矢」（前装砲）のほか、「大筒」・「鉄砲」・「小筒」などが含まれる。江戸時代には通常の小銃に対し、長銃長で大口径の鉄砲を「大鉄砲」と称し、各種の鉄砲を銃長・口径に応じて、「大鉄砲・大筒・中筒・小筒・長筒」などと称していた⁴²。一方、一貫目玉以上の大砲を「石火矢」、一貫目玉以下一〇〇目玉以上の大銃を「大筒」と称することもあった⁴³。儀兵衛は唐船搭載の火器について正確な知識は持っていなかったと思われる、彼が伝える火器の呼称も多分にあいまいであるが、午四番船・午八番船が搭載した「大筒」六挺は、その数から見て火砲（仏狼機砲か）であろう。また「鉄砲」は、通常の火縄銃だと思われる。一方、「小筒」は小型の火縄銃を指すとも考えられる。ただし清代中期に清朝水師の主力戦船であった趕繪船には、火縄銃のほか、大煩砲二門・斗煩砲一門・仏狼機砲十門・噴筒⁴⁴五十個を搭載することが定められていた⁴⁵。「噴筒」とは火炎や毒物などを噴射する、全長一尺〜三尺の筒状火器であり、「小筒」はこの「噴筒」を指す可能性もある。

四 漂着記録に見る唐船の火器装備——一八〇〇年遠江漂着の寧波船——

日本に漂着した唐船の証言記録のなかにも、火器装備に関する記事が残されている。寛政一二（嘉慶六・一八〇〇）年、寧波商船万勝号は乍浦を出帆し、長崎へ向かう途中で漂流し、遠江に漂着した。その船頭の一人劉然乙は、一七九八年に徳永丸漂流民を長崎に送還した蘇州官局の派遣船（午八番）の船頭でもあった。もう一人の船頭汪晴川との筆談記録「寧波船筆語」によれば、万勝号も官局の派遣船だったことがわかる⁴⁶。

万勝号の救助と調査に当たった掛川藩・横須賀藩が幕府に提出した報告書には、万勝号の武器装備を記録した「船中武器之覚」も含まれている。それによれば万勝号には「火炮一門」と「丹砲六門、内小砲三十門」を搭載し、砲身には「求慶局、慶字弟号」という銘文が刻印されていたという⁴⁷。一方、横須賀の町人が記録した「寧波船漂着始末日記」所収の石火矢の絵図では、砲身の銘文は「永慶局、慶字弟二号」と記録されている⁴⁸。永慶局は日本銅調達のために蘇州に設置された官局である⁴⁹。前述のように、商船に搭載する火炮を製造する際には、地方官が交付し印票を軍器局に持参して火炮製造を依頼し、製造年日と所有者の姓名・出身地を砲身に明記する義務があった。万勝号の火炮には製造年日は記されていないが、所有者の「永慶局」と、登記番号の「慶字弟二号」が記されている。したがってこの火炮は、軍器局が官局「永慶局」のために铸造したものであったことが確認できる。

また「寧波船漂着始末日記」によれば、万勝号の商人たちは流失した火炮の重要性を訴え、その搜索を懇願している⁵⁰。中国商船にとって、火炮は海賊対策のために不可欠であり、出港時には臨検を受けて火炮の数量を船照に明記し、帰港時も海関の臨検を受ける必要がある⁵¹。火炮の遺失は避けなければならなかった。なお万勝号の「丹砲六門」には、小砲三十門」が附属しており、この「丹砲」は仏郎機砲、「小砲」はその子砲を指すと考えられる。仏狼機砲とは、砲身後部に弾丸と火薬を入れた子砲を順番に装填して発射する火炮であり、一六世紀にポルトガルから伝播し、清代にも多

くの軍船・商船が装備していた⁵²。上述のように、万勝号の船頭の一人劉然乙は、同じく蘇州の官局船であった一七九八年の午八番船の船頭でもあることから、両船の火器装備も類似していることが予想され、午八番船が搭載していた「石火矢一挺」と「大筒六挺」は、万勝号の「火炮一門」と「丹砲六門」に当たる可能性がある。その場合、午八番船の「大筒」も仏狼機砲だったことになる。

おわりに

以上、本稿ではまず清朝による商船の武器装備規制の変遷を概観し、ついで異国漂流記や唐船漂着記などの日本史料により、来日唐船の武器装備の実態を検討した。それによれば、来日唐船は刀槍類のほか、「鎗鉄砲」・「土鍋火矢」・「石火矢」・「大筒」・「鉄砲」・「小筒」・「丹砲」などと称される各種火器を装備していた。「鎗鉄砲」とは鎗の先に噴火筒をつけた梨花槍の類、「土鍋火矢」は投擲式の火罐の類だと考えられる。また「石火矢」・「鉄砲」・「丹砲」は、それぞれ後装砲・火繩銃・仏郎機砲を指すと考えられ、乾隆五八（一七九三）年の銅局船が装備していた「大筒」・「小筒」は、仏狼機砲と噴筒であった可能性がある。

第一節で述べたように、康熙四二（一七〇三）年には商船の火器装備は「砲火二門、鳥銃八桿、火薬三〇斤」を定められた。一方、康熙五一（一七一二）年に相馬船漂流民を送還した広東船は、「石火矢」（火炮）二門を搭載しているのは、この規定と一致する。その後、一七一九〜二七（康熙五八〜雍正五）年には、南洋海禁にともない商船の火器搭載が完全に禁止されていた。ただし雍正元（享保八・一七二三）年に普陀山から長崎に向かった台湾船は、暴風を避けて天草諸島に着岸した際に、「為案内石火矢を打申候」と、石火矢（火炮）を撃って現地の人々に自船の着岸を知らせたという⁵³。南洋海禁により商船の火器装備が禁じられた時期にも、実際には対日唐船は火炮を搭載していたことが確認できる。

雍正六（一七二八）年には南洋海禁の解除により、商船には鳥銃八桿、火薬二〇斤以内の火器裝備が認められ、二年後には大砲二門の搭載も許可された。劉序楓によれば、嘉慶六（一八〇二）年に琉球に漂着した泉州商船は、「大鉄砲二門、中鉄砲一門、鳥銃六」を搭載しており、おおむね雍正六年の規定に沿っている⁵⁴。ただし嘉慶年間に把棟（スマトラ島西岸のパダン）に向かった広州船雍正六年の規定は、「鳥銃十枝、挑刀三十板、火薬五百斤、彈子三百粒」を搭載しており、火砲の数は不明であるが、鳥銃・火薬の数量は雍正六年規定を大きく超えている。また本稿で検討したように、嘉慶三（一七九八）年の南京・蘇州の銅局船は、いずれも「石火矢一挺、大筒六挺、鉄砲五十挺、小筒百挺」を、嘉慶五（一八〇〇）年に遠州に漂着した万勝号は、「火砲」一門と「丹砲」（仏郎機砲）六門を搭載しており、鉄砲や仏狼機砲の数は雍正六年規定を大きく超えている。一八世紀初期から、東南沿海諸港を航する商船に対する武器臨検は必ずしも厳格には実施されていなかったようであり⁵⁵、東南沿海部で海賊活動が大規模化していた一八世紀末になると、来日唐船は清朝の規制を超えた火砲を裝備することが多かつたようである。

註

- (1) 岸本美緒『東アジアの近世』（山川出版社、一九九八年）六四〜六五頁。
- (2) 谷口規矩雄「清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について」（『河合文化教育研究所研究論集』一四集、二〇一九年）八三〜九二頁。周維強『仏郎機銃在中国』（社会科学文献出版社、二〇一三年）。
- (3) 王兆春『中国火器史』（軍事科学出版社、一九九一年）。劉旭『中国古代火薬火器史』（大象出版社、二〇〇四年）。邱捷「清朝前期的民間火器」（『社会科学研究』二〇二二年二期）一六四〜一七二頁。
- (4) 谷口規矩雄「清代中期、民間に於ける火薬・火器の私造、私販について」（『愛大史学』二八号、二〇一九年）一〜三九頁。
- (5) 李其霖「見風転舵——清代前期沿海的水師与戦船」（五南圖書出版、二〇一四年）。譚玉華『嶺海帆影——多元視角下的明清広船研

清代中期における来日唐船の火器裝備（邢）

- 究』(上海古籍出版社、二〇一九年)。
- (6) 劉序楓「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四〜一八四二)」(『中国海洋發展史論文集』九輯、二〇〇五年)三三二〜三七六頁。
- (7) 劉鳳雲「清朝康熙の禁海、開海与禁止南洋貿易」(『故宮博物院八〇年華誕暨國際清史研討會論文集』紫禁城出版社、二〇〇六年)五六〜七〇頁。
- (8) 王華鋒「一八世紀福建海盜研究」(社会科学文献出版社、二〇一七年)、王宏斌「清代前期海防——思想与制度」(社会科学文献出版社、二〇〇二年)。
- (9) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四〜一八四二)」三六〇〜三六一頁。
- (10) 劉鳳雲前掲「清朝康熙の禁海、開海与禁止南洋貿易」、劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四〜一八四二)」。劉鳳雲は主に展海令から南洋海禁令に至る期間の、劉序楓は南洋海禁令以降の火器規制の動向を論じている。
- (11) 劉鳳雲前掲「清朝康熙の禁海、開海与禁止南洋貿易」六一〜六二頁。
- (12) 劉鳳雲前掲「清朝康熙の禁海、開海与禁止南洋貿易」六三頁。
- (13) (雍正)『大清会典』卷二三九、兵部二九、海禁。
- (14) (光緒)『順天府志』卷一〇一、人物志一一、王文雄。
- (15) 劉鳳雲前掲「清朝康熙の禁海、開海与禁止南洋貿易」六五頁。
- (16) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四〜一八四二)」三六〇頁。
- (17) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四〜一八四二)」三六〇〜三六一頁。
- (18) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四〜一八四二)」三六〇頁。
- (19) 高知城博物館山内文庫蔵、著者不明「広東漂流記」二〇頁。
- (20) 笹間良彦『武家戦陣資料事典』(第一書房、一九九二年)三二二頁。
- (21) 王子林「拾砲・拾槍——清末火器の最後一搏」(『紫禁城』一九九六年一期)。
- (22) 鄭若曾『籌海図編』卷一三下、経略六、兵器、「梨花槍図説」、「梨花槍者、以梨花一筒、繫於長槍之首、臨敵時用之、一発可遠去

数丈、人着其葉即死。火盡、槍仍可以刺賊、乃軍前第一火具也。

(23) 『皇朝札器圖式』卷一五、武備三、武具二、「綠管梨花槍」、「本朝定制綠管梨花槍、通長七尺三寸、鍊鉄為双刃、相並各長五寸。旁為横刃二、各徑六寸。下施竹筒長二尺六寸、彩絵花文束鉄三道、中藏狼煙。柄長三尺八寸、圍四寸、木質聚朱。鉄鑄長四寸」。

(24) 邢万里「二八世紀初期、中国東南沿海の海賊活動——『華夷変態』所見の潮州海賊を中心に」(『九州大学東洋史論集』四八号、二〇二年) 二九〇四三頁。

(25) この漂流事件については、吉浦盛純「比律賓に漂着せる日本人に関する二文書」(『史学』一五巻四号、一九三七年) 七五〇八四頁、「比律賓に漂着せる日本人に関する二文書補遺」(『史学』一六巻三号、一九三七年) 一三一〇一三三頁、岡龍三「有馬侯熱海湯治と岡野三左衛門漂流一件」(『久留米郷土研究会誌』二四号、一九九六年) 一〇一四頁、岩生成一「南洋日本町の研究」(『岩波書店、一九六五年』) を参照。

(26) 岡野三左衛門「広東へ漂流覚書」(『荒川秀俊編』『近世漂流記集』法政大学出版局、一九六九年) 三一頁。

(27) 林春勝・林信篤編『華夷変態』(東方書店、一九八一年) 巻一〇「拾番厦門船之唐人共申口」(貞享二年四月三日) 四六四頁。

(28) 沙埕は福建沿海部の最北端にあつて北は浙江省の蒲門所と接していた。このため浙江商人がこの地に参集する有力な交易地であつた。松浦章「清代帆船福建沿海の航運業の展開」(『清代帆船沿海航運史の研究』関西大学出版部、二〇一〇年) 五七三頁。

(29) 李其霖前掲「見風転舵」四三八〇四三九頁。

(30) 譚玉華前掲「嶺海帆影」二二七頁。

(31) 「広東へ漂流覚書」には「当年ハ広東甚敷飢饉にて、米も百斤二付式拾四五匁も仕候。夫故、餓死仕候ものも多御座候由承候」とあり、同年の広東における飢饉について記す(『荒川前掲』『近世漂流記集』二九頁)。また同年五月七日には、康熙帝が広東巡撫滿丕が米価上昇と海賊出現を報告した奏摺に対して、「米価上漲、百姓受飢為盜之処、如何能禁。此俱係凡事不預所致也」という朱批を下している。「広東巡撫滿丕奏米価上漲緣由摺」(康熙五年二月六日)(『中国第一歴史档案館編訳』『康熙朝滿文朱批奏摺全訳』中国社会科学出版社、一九九六年) 八四九頁。

(32) 「杭州織造孫文成奏報兵船遇賊船交戰情形摺」(康熙五一年七月一六日)、「杭州織造孫文成奏報兵船遇賊船交戰情形摺」(康熙五二年

清代中期における来日唐船の火器裝備(邢)

- 七月二一日) (前掲『康熙朝滿文朱批奏摺全訳』八〇七、八九一頁)。
- (33) 『華夷変態』「十一番南京船之唐人共申口」(宝永七年五月二一日)二六五二頁。「近年は南京浙江表に賊船夥敷有之、御当地渡海之商船を目懸け申候に付、上海を司り候官所々、番船を以賊船を防御有之候得共、濠外に徘徊仕、去冬御当地方帰唐仕候四拾四番南京船、四拾六番寧波船式艘、海賊共に荷物を悉く被奪取、漸船人斗遁帰申候。依之商人共怖れ申候に付、各申合守禦之番船出申候節を考、此度一同に湊口乗出し申候」。
- (34) 『華夷変態』「貳番台湾船之唐人共申口」(正徳元年五月二五日)二六八三頁。「扱亦去年御当地方帰帆之拾五番船、寧波之外海に而賊船に逢、荷物悉く被奪取候得共、船人は無異儀遁れ帰申候」。
- (35) 儀兵衛「青森港儀兵衛漂流始末口書」、編者不明『唐土漂流記』(加藤貴校訂『漂流奇談集成』国書刊行会、一九九〇年)二七五〜二九九頁。この漂流記は、長崎奉行所での取調記録「寛政十一年末九月長崎にて御穿儀口上書写」と、儀兵衛の口書「青森港儀兵衛漂流始末口書」からり、後者に唐船の武器裝備に関する記録がある。また小原巴山著、森永種夫校訂『続長崎実録大成』(長崎文献社、一九七四年)二六七〜二六八頁も参照。
- (36) 午四番船の船頭朱鑑池と程赤城は、蘇州の「民局」に属する「十二家船主」に属していた。郭秀梅「清医胡兆新の来日記録と業績——長崎における一八〇三〜一八〇五年の活動(一)——」(『日本医史学雑誌』四七卷二号、二〇〇一年)一〇〇頁参照。
- (37) 次節で述べるように、午八番船の船頭劉然乙は二年後にも官局の派遣船万勝号の船頭として来航しており、おそらく午八番船も官局の派遣船だと思われる。
- (38) 劉序楓「清代乍浦港与中日貿易」(『中国海洋発展史論文集』五輯、中央研究院中山人文社会科学研究所)二〇八〜二〇九頁。
- (39) 彭浩『近世日清通商関係史』(東京大学出版会、二〇一五年)二〇三頁。
- (40) 前掲「青森港儀兵衛漂流始末口書」二九六〜二九七頁。
- (41) 長崎来航の唐船は、入港後に、船上の武器を船蔵に移送し、出港当日に船蔵から武器を漕船で商船に搬送することが定められていた。長崎県立長崎図書館『分類雑載』巻四、一三六頁、一五五頁。
- (42) 宇田川武久『江戸の砲術』(東洋書林、二〇〇〇年)一一頁。また幕府の国友鍛冶への定例注文では、「小筒」の定式を三匁五分玉

としている（洞富雄『種子島銃——伝来とその影響』淡路書房、一九五八年、三七六頁）。

(43) 洞富雄『鉄砲——伝来とその影響』（思文閣出版、一九九一年）二三〇頁。

(44) 王兆春前掲『中国火器史』一七二頁。

(45) 大煩砲は重量三・四百斤の火砲で、斗煩砲は重量二・三百斤の火砲である。李其霖前掲『見風転舵』四二四、四三六頁。

(46) 『寧波船筆語』（蘇田貫編『寛政十二年遠州漂着唐船万勝号資料』関西大学出版部、一九九七年）一六六～一六七頁。

(47) 『船中武器之覚』（前掲『寛政十二年遠州漂着唐船万勝号資料』一六六～一六七頁）。

(48) 『寧波船漂着始末日記』（寛政十二年遠州漂着唐船万勝号資料）一〇頁。

(49) 求実齋主人輯『皇朝経世文編五集』卷一九、「製造局開鑄制錢論」、「設立銅局二処、一為永慶局、係官督而商辦。一為嘉惠局係民間集資自辦」。劉序楓前掲「清代的乍浦港与中日貿易」二〇七～二〇八頁参照。

(50) 『寧波船漂着始末日記』（寛政十二年遠州漂着唐船万勝号資料）一〇～一一頁、「右之石火矢流失いたし候てハ、大切の道具ニ付船主難波之趣にて、何卒取揚げ度願ニ付、御上様よりも夥敷人夫をかけ海中悉く御穿鑿被成候得共、滞留の内ハ相見へ不申、出帆後五月の頃磯際より出候ゆへ、其後便船にて長崎迄送り被遣候」。

(51) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻的管理政策（一六八四～一八四二）」三六〇頁。

(52) 周維強前掲『仏郎機銃在中国』一二頁。

(53) 『華夷変態』卷三七「貳拾四番台湾船之唐人共申口」（享保八年二月九日）二九八五頁。海難にあった唐船が救援信号として石火矢を放つのは一般的な慣行であった。黒木国泰「延岡内藤藩の幕府領細嶋漂着唐船対処マニユアルについて」上・下（『宮崎女子短期大学紀要』二七・二八号、二〇〇〇・二〇〇一年）。彭浩前掲『近世日清通商関係史』一〇五頁。

(54) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻的管理政策（一六八四～一八四二）」三六〇頁。

(55) 邢万里前掲「一八世紀初期、中国東南沿海の海賊活動」一一頁。